第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

2026 年 6 月

住　　所　堺市堺区竜神橋町 1-2-11

事業者名　南海バス株式会社
代表者名　取締役社長　鈴木　一明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・企業送迎、学校送迎を中心とする当社貸切輸送における保有車両は、２０２５年度末時点のノンステップバス導入率は１７．６％となっている。今後もノンステップバスの導入率の向上を図るべく、新造車両は全てノンステップバスでの導入を目指す。(ただし、物理的条件や契約輸送における相手先要望に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な場合を除く)

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

・車いすでバスを利用したことのないお客さまのために、乗降方法等についてウェブサイト、車内ステッカー等により周知する。

・車いす対応等で乗務員によって対応が異なるというご意見をいただくことがあるため、車いす操作方法に関する実技研修を実施する等、乗務員の技術向上を図る。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	置き換え可能な貸切バスを置き換え、導入を推進する

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
マニュアルの設定及び運用	「運転営業係必携」に記載の「車いす乗車旅客の取扱い」を運用する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車いすでのバス利用方法について	車いすでバスを利用したことのないお客さまのために、乗降方法等についてウェブサイトに掲載する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
優先座席の可視化	優先座席にピクトグラムを表示した生地を用いて、優先座席の可視化を図る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
監督者･乗務員の技術向上	・障がい者自立生活支援団体を招き、車いすの基本操作、コミュニケーション実技研修を実施し技術の向上を図るとともに、ニーズの把握を図る。 ・乗務員研修会における車いす操作方法についての実技指導を実施。 ・サービス介助士資格者における定期的資格更新。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
固定方法の周知	車いす及びベビーカーの固定方法について車内ステッカーを貼付。

Ⅲ　移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
	特になし	

Ⅴ　計画書の公表方法

弊社ウェブサイトへ掲載。

Ⅵ　その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項が弊社の２０２６年度重点目標となっている。

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

３　Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。